衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長 印 (公 省 略)

「営業届出業種の設定について」及び「「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領 及び添付書類の取扱いについて」の一部改正について」の一部訂正について

令和2年3月31日付け薬生食監発0331第2号「営業届出業種の設定について」及び 令和2年7月22日付け薬生食監発0722第2号「「営業許可申請・届出等に関する様式、 記載要領及び添付書類取扱いについて」の一部改正について」(厚生労働省医薬・生活衛 生局食品監視安全課長通知)の内容について、一部に誤り等がありましたので、下記の とおり改正します。

記

1. 令和2年3月31日付け薬生食監発0331第2号「営業届出業種の設定について」

箇所	改正後	改正前
別紙1 12	自動販売機による販売業	自動販売機による販売業
	(自動洗浄・屋内設置、た	(コップ式自動販売機(自
	<u>だし、5</u> コップ式自動販売	動洗浄・屋内設置)を除
	機(自動洗浄・屋内設置)	< ₀)
	を除く。)	
別紙2 12	自動販売機による販売業	自動販売機による販売業
	(自動洗浄・屋内設置、た	(コップ式自動販売機(自
	<u>だし、5</u> コップ式自動販売	動洗浄・屋内設置)を除
	機(自動洗浄・屋内設置)	< ∘)
	を除く。)	

別紙2 12	店舗を持たず、調理の機能	店舗を持たず、調理の機能
	を有する自動販売機 (包装	を有する自動販売機(容器
	済み食品を開封せず加温	包装に入れられず、又は容
	等のみを行うもの、容器包	器包装で包まれない状態
	装に入れられず、又は容器	の食品に直接接触する部
	包装で包まれない状態の	分を自動的に洗浄するた
	食品に直接接触する部分	めの装置その他の食品衛
	を自動的に洗浄するため	生上の危害の発生を防止
	の装置その他の食品衛生	するために必要な装置を
	上の危害の発生を防止す	有するもの) により食品を
	るために必要な装置を有	調理し、調理された食品を
	するもの)により食品を調	販売する営業をいう。
	理し、調理された食品を販	
	売する営業をいう。	

2. 令和2年7月22日付け薬生食監発0722第2号「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類の取扱いについて」の一部改正について

箇所	改正後	改正前
別紙 1-1 裏面 添付書類	事業 <u>譲渡</u> の場合	事業承継の場合
別紙 1-1 裏面 添付書類	削除	営業を譲り受けたことを
		証する書類(事業譲渡の場
		合)
別紙 1-1 裏面 事業譲渡	営業を譲り受けたことを	営業の譲渡者の署名 (営業
	証する旨	の譲渡を証する書類があ
		る場合は不要)
別紙 1-2 45	営業施設の構造及び設備	営業施設の構造及び設備
	を示す図面(事業譲渡の場	を示す図面(事業譲渡の場
	合は省略可)、38水道水以	合は省略可)、38水道水以
	外の飲用に適する水の場	外の飲用に適する水の場
	合における検査結果を添	合における検査結果、 <u>事業</u>
	付し、チェック(2)して	譲渡の場合は、営業を譲り
	ください。その他添付書類	受けたことを証する書類
	がある場合は、添付し、様	を添付し、チェック(🗹)
	式に記載及びチェック	してください。その他添付
	(☑) してください。	書類がある場合は、添付

		1 送式に記載及びチェッ
		し、様式に記載及びチェッ
		ク(☑) してください。営
		業を譲り受けたことを証
		する書類(事業承継の場
		合)
別紙 1-2	_(事業譲渡)_	_
別紙 1-2 46	営業を譲り受けたことを	営業の譲渡者に署名をも
	証する旨として、例えば、	らってください。ただし、
	当該欄に事業譲渡の事実	営業を譲り受けたことを
	_(例:○○から営業を譲り	証する書類がある場合は
	受けました。)を記載し、	省略して差し支えありま
	かつ、事業譲渡を証する書	せん。
	面 (契約書等) の写し等を	
	提示するなどしてくださ	
	<u>V</u> .	
別紙 4-1 被相続人	法定相続情報一覧図 <u>の写</u>	法定相続情報一覧図
	<u>L</u>	
別紙 4-2 ②	法定相続情報一覧図の写	法定相続情報一覧
	<u>L</u>	